

## 内子町建設工事入札者心得（電子入札用）

内子町の発注する建設工事の入札参加者は、内子町契約に関する規則（平成17年1月内子町規則第42号）のほか、契約条項・関係書類・現場等を熟知するとともに、次の条項をよく読んで入札をしてください。

### 記

- 1 入札は、内子町電子入札運用基準（平成26年11月1日制定）に定義するシステム（以下「電子入札システム」という。）により行う。ただし、同運用基準に基づき町長の承諾を得たときに限り紙入札方式によることができる。
- 2 入札書は、電子入札システムの入力画面において作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出すること。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札書は、1件ごとに1通を作成し、封かんの上、氏名及び入札書であることを表記して提出すること。その場合、書類の文字及び印影は明りょうであって、かつ消滅しないもので記載すること（鉛筆等による記載はしないこと。）。）
- 3 入札金額は、アラビア数字を用いること。
- 4 代理人名義のICカードによる入札は認めないものとする。（ただし、やむを得ず紙入札方式による場合は、入札代理人は、入札書と併せてその代理権限を証明する書面（委任状）を提出し、入札執行者の確認を受けること。）

また、やむを得ず紙入札方式による場合の入札代理人の提出する入札書には、次の要領により入札者の代理人である旨を記載し、入札代理人の印を用いること。

入札者 住 所  
氏 名  
代理人 氏 名 ㊟

- 5 指名を受けた者は、入札書の提出に至るまでは、入札を辞退することができる。
  - (1) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。
    - ① 電子入札システムの入力画面において入札辞退届を作成のうえ、入札書提出締切日時までに提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
    - ② やむを得ず紙入札方式による場合は、入札辞退届（別記様式）を、入札書提出締切日時までに、持参又は郵送により町長に提出して行う。ただし、入札書提出後の辞退は認めないものとする。
  - (2) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。
- 6 入札参加者は、設計書及び現場等を熟覧のうえ、入札しなければならない。
- 7 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。
  - (1) 内子町契約に関する規則又は町長の定める入札条件に違反したとき。
  - (2) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたとき。
  - (3) 代理権限のない者が入札をしたとき。
  - (4) やむを得ず紙入札方式による場合で、金額の訂正をした入札をしたとき。
  - (5) 明らかに連合によると認められる入札をしたとき。
  - (6) 入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録、電子署名又は電子証明書を確認できないとき。
  - (7) やむを得ず紙入札方式による場合で、入札書の金額、氏名、印影その他必要記載事項を確認できないとき。
  - (8) 信ぴょう性が高いと判断される談合情報入手した場合など入札を継続することが適当でないと認められる入札のとき。
  - (9) 入札参加者の開札までの間におけるICカードの失効等により開札できない入札
  - (10) その他入札に関し不正の行為があったとき。
- 8 前項の認定は、入札執行者が行い、入札者は、異議の申立てができないものとする。
- 9 入札の執行を故意に妨害した入札者は、退場を命ずるものとする。
- 10 入札参加者で希望する者は開札に立ち会うことができる。（やむを得ず紙入札方式による場合は、開札は、所定の場合及び日時に入札者の立会いのうえ行うものとする。ただし、入札者で立ち会わない者がある場合においても開札するものとする。）
- 11 いったん提出した入札書の返還・引替え、変更又は取消しは、できないものとする。
- 12 入札者中予定価格以内でかつ最低制限価格を下らない最低価格（総合評価落札方式の場合は最高評価値。以下同じ。）の入札をした者を落札者とする。（工事の請負契約に限る。）
- 13 低入札価格調査制度採用の工事の入札においては、前項に規定する最低制限価格は適用せず、

予定価格以内で最低価格の入札をした者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格以内で入札をした他の者のうち最低価格の入札をした者を落札者とする。

- 14 前項に規定する工事の入札において、内子町低入札価格調査要領の基準に該当する入札を行った者は、事後の調査に協力しなければならない。
- 15 入札回数は、原則として2回を限度とするが、2回で落札しない場合において、予定価格と入札価格との差が僅少のときは、2回を限度として見積りに移行するものとする。ただし、入札の執行前に予定価格を公表する契約に係るものについては、入札回数は1回とする。  
なお、入札状況からみて不調になると認められるときは、設計図書の再検討を行い、その結果により指名替え又は再入札とする。
- 16 入札執行者は、必要と認めるときは、入札の執行を中止し、若しくは取り消し、又は入札日時を延期することができるものとし、この場合において、入札執行者は入札者の損害に対しその責を負わないものとする。
- 17 落札者となるべき同価格（総合評価落札方式の場合は同評価値）の入札をした者が2者（共同企業体の場合を含む。）以上であるときは、入札参加者が入札書に記載したくじ入力番号を用いて電子入札システムによりくじを実施する。
- 18 入札者は、入札後、内子町契約に関する規則・設計書・仕様書・図面・契約条項・現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできないものとする。
- 19 落札者は、落札の通知を受けた日から7日以内に町長又はその代理人に対し、契約の締結を申し出なければならない。ただし、落札者において、やむを得ない理由があるときは、その期間の延長を求めることができる。
- 20 落札者は、契約締結の申出と同時に、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りではない。
- 21 前項に規定する事項のうち、議会の議決に付すべき契約については、契約金額の10分の1以上の契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付又は提供する件につき、議会の議決日にこれを納付又は提供するものとする。
- 22 落札者が19に規定する期間内に契約の締結を申し出ないとき（20に規定する契約保証金又は契約保証金に代わる担保を納付し、又は提供することができないときを含む。）は、落札は、その効力を失うものとする。
- 23 予定価格を入札前に公表する入札に参加する者は、入札をする際に入札価格の根拠となる工事費内訳書を作成し、提出しなければならない。ただし、町長が当該工事費内訳書の提出を要しないと認める場合は、この限りでない。
- 24 電子入札に係る手続及び運用に関して、この心得に定めのない事項については、内子町電子入札運用基準によるものとする。
- 25 この心得は、随意契約による見積合わせ、測量等の場合に準用する。

#### 附 則

この心得は、平成26年11月1日から実施する。

別記様式

(用紙A4)

入 札 辞 退 届	
件名	
上記について指名を受けましたが、都合により入札を辞退します。	
平成 年 月 日	
	住 所 商号又は名称 代表者氏名
内子町長	様

㊟